

静岡県告示第171号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
下佐ヶ野谷津線	賀茂郡河津町川津筏場字東田843番の6から 賀茂郡河津町川津筏場字前田1021番の3まで	令和4年3月11日

=====

静岡県告示第172号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川浜岡線	御前崎市池新田字大山道北坪2720番の4から 御前崎市池新田字大山道北坪2719番の5まで	令和4年3月11日

=====

静岡県告示第173号

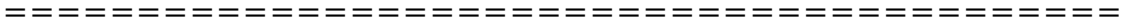
道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川川根線	掛川市萩間字塚山447番の21から 掛川市萩間字垂下710番の3まで	令和4年3月11日



静岡県告示第174号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
袋井小笠線	掛川市入山瀬字西大谷2374番の6から 掛川市入山瀬字小笠山851番の840まで	令和4年3月11日
大須賀掛川停車場線	掛川市横須賀字笠ヶ谷2907番から 掛川市入山瀬字西大谷2374番の5まで	